

議案第 27 号

旧堀田邸の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

旧堀田邸の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

旧堀田邸の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(旧堀田邸の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 旧堀田邸の設置及び管理に関する条例（平成 1 1 年佐倉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する施設使用料及び第 3 項に規定する撮影使用料のそれぞれについて入館料を含めた額として同条例に規定されているときは、施設使用者及び撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）その他の当該施設の使用又は当該撮影を伴う入館として承認を受けた者については、この限りでない。

第 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する撮影使用料について施設使用料を含めた額として同条例に規定されているときは、撮影者については、この限りでない。

第 8 条第 3 項中「撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）」を「撮影者」に改める。

(佐倉順天堂記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 佐倉順天堂記念館の設置及び管理に関する条例（昭和 6 0 年佐倉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する撮影使用料について入館料を含めた額として同条例に規定されているときは、撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）その他の当該撮影を伴う入館として承認を受けた者については、この限りでない。

第6条第2項中「撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）」を「撮影者」に改める。

（佐倉市武家屋敷の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 佐倉市武家屋敷の設置及び管理に関する条例（平成2年佐倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する施設使用料及び第3項に規定する撮影使用料のそれぞれについて入館料を含めた額として同条例に規定されているときは、施設使用者及び撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）その他の当該施設の使用又は当該撮影を伴う入館として承認を受けた者については、この限りでない。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する撮影使用料について施設使用料を含めた額として同条例に規定されているときは、撮影者については、この限りでない。

第8条第3項中「撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）」を「撮影者」に改める。

（旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部改正）

第4条 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例（平成11年佐倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 施設使用料は入館料を、撮影使用料は入館料及び施設使用料を含めた額とする。

第5条（見出しを含む。）中「免除」を「減免」に改める。

別表第2中

「

6, 000円
5, 500円
6, 000円
6, 500円
3, 500円

」を

「

9, 500円
9, 500円
8, 500円
9, 500円
5, 000円

」に改める。

別表第3中

「

19, 000円
7, 000円
12, 000円

」を

「

34, 000円
10, 000円
22, 000円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の旧堀田邸の設置及び管理に関する条例第8条、第2条の規定による改正後の佐倉順天堂記念館の設置及び管理に関する条例第6条、第3条の規定による改正後の佐倉市武家屋敷の設置及び管理に関する条例第8条並びに第4条の規定による改正後の旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例第3条、第5条、別表第2及び別表第3の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後の旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の施設又は撮影の使用に係る使用料並びにこれらの使用を伴う入館に係る入館料であって、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）以後に施設の使用の承認又は撮影の許可の申請があったものについて適用し、適用日前の旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の施設又は撮影の使用に係る使用料並びにこれらの使用を伴う入館に係る入館料並びに基準日前に使用の承認又は撮影の許可の申請があった旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の施設又は撮影の使用に係る使用料並びにこれらの使用を伴う入館に係る入館料については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるものを除くほか、第4条の規定による改正後の旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例第5条の規定は、適用日以後の入館に係る入館料の減免について適用する。